主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

原告訴訟代理人は「特許庁が昭和四三年二月一九日、同庁昭和四一年審判第三五七二号事件についてした審決を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決を求め、被告指定代理人は主文同旨の判決を求めた。 第二 請求原因

一、特許庁における手続の経緯

原告は昭和三七年一二月一七日名称を「穀粒変流装置」とする発明(以下「本願発明」という。)につき特許出願したところ、昭和四〇年一月二二日出願公告がなされたが、同年三月二〇日Aから特許異議の申立があり、昭和四一年四月二一日拒絶査定を受けたので、同年六月七日審判を請求した(昭和四一年審判第三五七二号)。特許庁は昭和四三年二月一九日右審判事件につき「本件審判の請求は成り立たない。」との審決をし、その謄本は同年三月一一日原告に送達された。二、本願発明の要旨

穀粒流動流路中に設けたホッパースケールまたはその代替品を使用した間歇流動流路に、計量のため一度に開放することができる間歇開閉弁を設け、その後の行程に精穀機のような装置につながる連続流動排出口を有する滞流タンクを直列に設け、該タンクに下限の限界量嵩において開閉するレベルスイッチを設け、該スイッチの回路を前記間歇開閉弁の電磁力または電動力作動装置の回路に連結したことを特徴とする穀粒変流装置。(別紙第一図面参照) 三、審決理由の要点

- (一) 本願発明の要旨は、「穀流路中に設けた間歇流動流路に、間歇開閉弁を設け、その後の行程に連続流動排出口を有する滞流タンクを直列に設け、該タンクに限界量嵩において開閉するレベルスヰツチを設け、このスヰツチの回路を前記開閉弁の電磁力または電動力作動装置の回路に連結したことを特徴とする穀粒変流装置」である。
- (二) 本願出願前頒布された刊行物である実用新案公報昭三四—九五二三号(以下「引用例」という。)には、(a)一定量の粒状物を収納し、次工程に供給すべきホッパー1の上方に、被処理物を間歇的に投入できるフイダー2を設け、(b)その下方に連続流動排出口(下部送出フイダー3)を有する定量の粒状物収納ホッパー1(上記(a))が直列に設けられ、(c)このホッパー1には、この中に投入された被処理物の限界量嵩によつて作動する一連のリミット装置4が取付けられており、(d)このリミット装置4の作動によつて、上記(a)に設けてある間歇的に投入できるフイダー2と結合せしめてある(e)粒状物自動供給装置が図面ともに記載されている。(別紙第二図面参照)
- (三) そこで本願発明と引用例とを比較検討すると、(イ)穀流路中に間歇流動流路を設けた点の実施例として、本願明細書および図面には、ホッパースケール1が設けられていること、(ロ)このホッパースケールに間歇開閉弁2が設けられていること、したがつて、(ハ)滞溜タンク5に設けたレベルスイッチ8を上記ホッパースケールの間歇開閉弁に結合した点がいずれも設計として引用例とは一応相違する。

しかしながら、引用例においてもホッパー1に粒状物投入用の上部フイダー2が取付けられているし、(前記(a))またホッパー1の下方には送出用のフイダー3が設けられており、かつ上部フイダー2は下方のホッパー中の限界量嵩において(前記(c))、このリミット装置4が取付けられていて(前記(c))、このリミット装置の作動によつて、上部フイダー2からの被処理物の供給を停止させたり、再度投入供給せしめたりさせ得るものであつて、本願発明のものと引用例記載のものとは、ともに、一連の穀流路中に間歇流動流路(本願のホッパースケール1、引用例ではよいイダー2)を設け、この後の行程に連続流動排出口を有する滞溜タンクを限別に設ける(本願の滞溜タンク5、引用例ではホッパー1)、この滞溜タンクに限界量嵩において開閉するレベルスイッチを設ける(本願のレベルスイッチ8、引用例

ではリミツト装置4)、このスイツチの回路を、前記間歇開閉弁等の作動装置の回路に連結した点で同一であつて、その作用効果は、ともに、

自動的に被処理物の波状的な間歇流動を安定した連続流動に変流して、同一流動行程に挿入した諸機械の性能を安定させるものである。

(四) 結局本願発明は引用例が公知である以上特許法第二九条第一項第三号に該当し、同条に規定する特許の要件を具備するものとは設められない。 四、審決を取り消すべき事由

そして、本願発明では、ホツパースケールまたはその代替品で計量した一定量の穀粒を、次の計量を行うために、一時に滞流タンク内に移し、次に計量した一定量の穀粒は、前に計量した穀粒と滞流タンク内で混合することを避けるために、それが精穀機等に悪影響を及ぼさない限界量に達する程度に減量するまでホツパースケールまたはその代替品内にとどめおき、もつて滞流タンクに対する穀粒の供給を一定時間中断するのであるから、本願特許請求の範囲にいう「間歇」とは、「一定の規則正しい時間を隔てて周期的に起ること」を意味するものである。したがつて表現りまする製造の滞留量が一定限度以下になるまで、自動的に中断させ、これによつて生ずる間歇の滞留量が一定限度以下になるまで、自動的に中断させ、これによつて生ずる間歇にの意味は前記のとおり。)流動を安定した連続流動に変流させる。」という技術思想をもつものである。

(二) 引用例に審決認定のとおりの記載があることは、上部フイダー2が被処理物を間歇的に投入できるとした点を除き、争わないが、審決は引用例の考案のもつ技術思想の認定を誤り、その結果本願発明のもつ技術思想との比較を誤つたものである。すなわち、引用例の考案は本願発明のような間歇流動流路および間歇開閉弁を有せず、粒状物の計量を行うことができない。引用例の考案では、上部フイダー2からホツパー1に供給される粒状物の量が下部フイダー3から排出される量と均衡を保つている間は、上部フイダー2からは連続的に粒状物が供給されており、右

の均衡が崩れホッパー1内に滞溜する粒状物の量が溜り過ぎて一定限度を越えると、一定限量に減量するまで上部フイダー2からの供給を中断するのであつて、周期的に一定時間中断するのではないから、上部フイダー2は粒状物をホッパーに間歇的(この意味は前記のとおり。)に供給するものではない。したがつて、引用例の考案は、「ホッパーに対する粒状物の供給を、ホッパー内の粒状物の滞溜量が一定の範囲内に保たれるように自動的に調節し、これによつて生ずる不安定な連続流動を安定した連続流動に変流させる。」という技術思想をもつに過ぎず、本願発明とは技術思想を異にする。

(三) ホツパースケールを間歇流動流路として精穀機等に用いることは慣用手段ではないから(審決挙示の特公昭三三—一〇五五五号公報にもホツパースケールを使用する旨の記載はない。)、これを慣用手段であるとした審決の認定は誤りである。

第三 被告の答弁

一、本件の特許庁における手続の経緯および審決理由の要点が原告主張のとおりであることは認めるが、本願発明の要旨が原告主張のとおりであることは否認する。 二、審決には原告主張の違法はない。

(一) 本願発明の要旨は審決認定のとおりである。本願明細書の特許請求の範囲には右と同一の記載があり、発明の詳細な説明にも本願発明の要旨を原告主張のとおりに認めるに足りる記載はない。間歇とは「周期的に或は不規則に時間を隔てて起りまたはやむこと」であつて原告主張の意味に限られるわけではない。

本願発明の装置は右の意味での間歇流動を安定した連続流動に自動的に変流させるものに過ぎないから、必ずしも原告主張の意味での計量精穀が可能であるとは限らない。

らない。 (二) 引用例の考案では、上部フイダー2からホツパー1に対する粒状物の供給 が原告主張の態様で中断されることおよび原告主張の意味での計量精穀を行うこと ができないことは認めるが、間歇の意味は前記のとおりであるから、上部フイダー 2は粒状物をホツパー1に間歇的に供給するものといつて差支えない。したがつて 引用例の考案は、間歇流動を安定した連続流動に自動的に変流させる点で本願発明 と同一の技術思想をもつ。

(三) ホッパースケールを間歇流動流路として用いることは本願発明の要旨に含まれないから、この点に関する審決の認定に誤りがあつても審決取消の理由にならない。

第四 証拠関係(省略)

理 由

1、そこで審決に原告主張の違法があるか否かについて判断する。 本願明細書の特許請求の範囲に審決認定のとおりの記載があることは当事 者間に争いがない。原告は右記載のうち、「間歇流動流路」、「間歇開閉弁」 「限界量嵩」にそれぞれ原告主張の限定があるものと主張する 「連続排出口」、 が、およそ特許請求の範囲における用語は、特許請求の範囲に明記されているか、 発明の詳細な説明に明確に定義されている場合を除き、これを限定的に解釈すべきでないことは、特許法第七〇条の規定の趣旨に照らし明らかである。本件におい て、原告は右特許請求の範囲にいう「間歇」とは「一定の規則正しい時間を隔てて 周期的に起ること」(以下「狭義の間歇」という。)を意味すると主張するが、間 歇とは必ずしも原告主張の意味に限らず、「周期的に或は不規則に時間を隔てて起 りまたはやむこと」の意味(以下「広義の間歇」という。)にも用いられること は、間歇泉の用例に照らし明らかであるから、特許請求の範囲に明記されているか 発明の詳細な説明のなかで明確に定義されていなければ、本願特許請求の範囲の間 歇が狭義の間歇のみを意味するものとすることはできない。そこで、この点について検討するのに、本願特許請求の範囲には右のような限定のあることが明記されて いないことは前叙の当事者間に争いのない事実に照らし明らかである。そして、成 立に争いのない甲第二号証の三および七によれば、本願明細書の発明の詳細な説明 に原告が前記四の(一)に指摘するとおりの各記載があることはこれを認めうるの であるが、右各証拠によつて認められる発明の詳細な説明の記載全文、特に「この ように本発明は自動的に穀粒の波状的な間歇流動を安定した連続流動に変流して同 一流動行程に挿入した諸機械の性能を安定させる効果を有するものである。」との記載に照らして考えれば、右各記載はその趣旨が極めて曖昧であつて、特許請求の範囲の前記各用語を明確に定義したものとは認められず、むしろ本願発明の一実施例について説明したものと認めるのが相当である。したがつて、本願発明の要旨は審決認定のとおりであり、本願発明のもつ技術思想は、「ホツパー(滞溜タンク)に対する穀粒の供給を、ホツパー内の滞溜量の限界量嵩によつて作動する装置によって自動的に間歇流動(広義)にし、これを安定した連続流動に自動的に変流させって自動的に間歇流動(広義)にし、これを安定した連続流動に自動的に変流させること」に尽きるのであつて、間歇流動(広義)の態様や限界量嵩が下限のみか上限および(または)下限かは本願発明の要旨とは関係がないものといわねばならない。

そうすると、原告のこの点に関する審決非難は失当というほかはない。

(三) 間歇流動流路としてホツパースケールを用いることが本願発明の要旨に含まれないことは前認定のとおりであるから、審決理由中ホツパースケールに関する認定は無用の説示であるといわねばならない。したがつてこの点に関する認定に原告主張の誤りがあつたとしても、それは審決取消の理由とならないことが明らかである。

三、よつて審決には原告主張の違法はないから、原告の請求を棄却し、訴訟費用の 負担につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり 判決する。

(裁判官 服部高顕 石沢健 滝川叡一) 〈11633-001〉